



町 章  
 1月1日現在の天王町  
 本籍数 3,928  
 本籍人口 13,916  
 世帯数 2,665  
 住民登録人口 12,915  
 内 男女  
 6,481  
 6,434

# うのんの報

発行所  
 秋田県天王町役場  
 (天王局 1番42番)  
 編集  
 天王町役場総務課

第11号 昭和40年2月1日発行

印刷  
 一日市印刷所  
 電話 38

## 家事相談の利用について

### 秋田家庭裁判所

家庭裁判所の本来の仕事は、い  
 うまでもなく、家事問題に関する  
 調停や審判をすることですが、こ  
 のような制度を国民に利用しやす  
 いものとするため、発足当初から  
 この家事相談の仕事を行なってい  
 ます。そこでどのように利用すべ  
 きかといったことを説明します。  
 まず、はつきりした具体的な問  
 題をもっている人たちが、たとえ  
 父親が死亡したが子供のうち何人  
 かは相続放棄をしたいと思うの  
 で、その手続を教へてほしいとが  
 別れた夫が子供の養育費を払って  
 くれぬのだが、どうしたらよ  
 いかと、こういう人々には、関係  
 のある審判や調停の手続を説明  
 し、どういふ趣旨の申立てをした  
 らよいか、どのような書類が必要  
 で手続費用はどの位かかるかとい  
 うような、家庭裁判所における問  
 題解決の方法に関することがらを  
 教えます。

#### 新春をこぼぎ

渡部 六 愁

初あかり化粧なほして夫婦の礼  
 妻の美を娘に見て今朝の春迎ふ  
 書初めの古事に親しみ心整ふ  
 まだ愛を知らぬ化粧の初境  
 仕事初め公明選挙のピラを貼る

つぎに、具体的な紛争とか問題  
 についての相談ということではな  
 くて、たとえ、遺産を相続する  
 ときの法律の建前や考へ方を知り  
 たいとか、遺言書をつくりたいが  
 どうしたらよいのだろうかなどと  
 相談に来る人々に対して、相続や  
 遺言に関する一般的な説明をしてあ  
 げることもあります。たしかに、  
 法律についての正しい知識、考へ  
 かたを知つていれば、紛争を未然  
 に防ぐこともできるわけですから  
 このような家事相談も、家庭紛争  
 の予防に役立つといえます。

また、家庭の問題で悩んでいる  
 が、その問題をどのような方法で  
 解決したらよいか、教えてもら  
 いたいといつて相談にくる人がいま  
 す。このような人々は、自分のも  
 つている悩みは、本当はどこに問  
 題があるのか、自分でわかっている  
 つもりでも、実際はわかっている  
 ないことが多い。日常いろいろな  
 事件に接している家庭裁判所の職  
 員が事情を聞くことによつて、問  
 題の所在をはじめてはつきりする  
 場合もしばしばです。その結果、  
 本人がみずから解決のための努力  
 を始めることもありますが、さら  
 に進んで調停や審判の申立ての必  
 要なことがわかる場合も少なくあ  
 りません。また、ときには、家庭  
 裁判所よりも他の機関、たとえば

福祉事務所や児童相談所などの利  
 用が必要と思われる場合、それら  
 の機関に連絡をとつてあげること  
 もあります。

以上、家事相談について説明し  
 ましたが、家庭裁判所は家庭関係  
 の健全な維持と発展をはかる福祉  
 的な裁判所で、民間の調停委員も  
 参加して、家庭問題を解決するこ  
 ろです。家庭問題を解決するとき  
 はできるだけ早くに、家事相談  
 を利用して、解決の糸口をつかま  
 れることが望まれます。

#### 相続放棄について

人が死亡すると、相続が開始し  
 通常、妻や子は、死亡した人の財  
 産を相続することになります。た  
 だ、相続人は相続の開始を知つた  
 日から三ヶ月以内に相続するか、  
 または放棄するか、自分の意思で  
 自由に選ぶことができます。それ  
 は、相続人は被相続人の資産を取  
 得するだけでなく、負債も負担し  
 なければならぬといわれているの  
 で、必ず相続しなければならぬ  
 とすれば、相続人にとつて大変気  
 の毒なことになる場合があるから  
 です。ところで、相続には、被相  
 続人の権利も義務もともに承継す  
 る単純承認と、債務については相  
 続財産の限度でのみ負担する限定  
 承認の二つがあります。相続が開  
 始して何の手続もしないで三ヶ月  
 過ぎると単純承認したことになり  
 ます。

相続放棄するためには、被相続  
 人が死亡して、自分のために相続  
 が開始したことを知つた時から三  
 ケ月以内に、自分で署名押印した

相続放棄申述書に自分が相続人  
 ある証明書(戸籍謄本など)を添  
 えて、被相続人の住所地を管轄す  
 る家庭裁判所の窓口へ提出しなけ  
 ればなりません。しかし被相続人  
 の住所地が遠いとかその他特別の  
 事情があればよりの家庭裁判所  
 で放棄の申述をすることもできま  
 す。もし、三ヶ月以内に相続人の  
 間で話し合いがつかないとか、遺産  
 が方々にあつて調査にまどるな  
 どで、この期間をのばしてもら  
 たいときは、家庭裁判所に申し出  
 ることが出来ます。費用は、申述  
 人一人について印紙代五〇円と連  
 絡用の郵便切手代が若干いるだけ  
 です。申述書の用紙は、家庭裁判  
 所に備え付けてあり無料です。

相続の権利は、結局相続人自身  
 のものですから、それをどう行使  
 するかは判断は、相続人各自が他  
 人まかせではなく自主的に行なう  
 ことが必要です。

#### 二月のこよみ

3日 節分  
 4日 立春  
 9日 初午  
 19日 雨水  
 月異名 如月(きさらぎ)  
 花暦 うめ  
 誕生名 紫水晶(アメジスト)

# 国民年金について

1、昭和三十九年度国民年金保険料も本月と来月の二ヶ月分の納付によって済むことになりまし。四月から一月まで納めておらないかたには三月までに全部納めるようにしてください。

2、福祉年金は一月六日から天王局で支払っております。皆さんには受けられたことでしょうか。もし受けておらぬかたがありまして早く受けてください。

年金証書を失くしたり、これまでも用いておりましたハンコを失くしたりして人様と一緒に受けることができないようなことのないように、注意してください。

年金証書を失くす原因は、大むね余り大事をとつてしまい、所を忘れ探ねあぐんだ末失くしたと届けられるようでありますから、大事にするごはもつとも大切なこととありますが、失くさないため袋にでも入れて神棚か仏壇へあげておくと判り易く減多に失くなることはないと思いますから失くす

## 寒さなか

渡部 六 愁

地鳴鳴く宵に磨くや茶器と花器  
寒雀そんなに遠く逃げもせず  
手相見て貰ふも炬燵若夫婦  
寒行商よき妻であり母であり  
粗野広く春に向つているあかり

ることのないようにもつともよい方法をとつてください。

又、局へといくきに証書に押してある印かんを持つていこうとするハンコを見くらべてから持つていくようにしてください。

かかすことによつて、ハンコが違つておるからと局からもどされたり、その場で済むものが役場まで見えて印かん変更の手続きすることが防げるかと思ひます。

それから受領者が亡くなつたときには、配偶者か子供のどなたかが未支給分の年金をもらう請求や、年金法上の死亡届出の際には非とも年金証書を必要としますからくれぐれも証書の保存に注意をしてください。

3、昭和四十年一月から十二月まで、に老令福祉年金の請求できると思われの方は次に述べますが、満七十才になつたらハンコと戸籍書類に必要である現金二百円位と恩給や年金のある場合にはその証書を持つて、年金係まで来て請求手続きを済ませてください。

根スエ、三浦リン、村山ミヨ、児玉清蔵、茂呂喜代松、鎌田カノ、越後ソノ、京谷仁左工門、伊藤タケ、佐藤政治、伊藤倉之助、三浦源蔵、三浦雄次、浅野未治、工藤由蔵、加藤利吉、浅藤サト、藤原文治、寺沢正彦、鎌田東治郎、佐々木与市、菊地カネ、佐藤マキエ、菅原トミエ、菅原フツエ、菊地鉄蔵、鈴木富五郎、菊地貞治、高橋ミキ、武田儀一、渡部サタ、米

沢谷ヨシ。この記事が広報としてみなさんのお手もとまで届く間に手続きを済ませたかたには、おいでになる必要ありません。又洩れておる方もあるかと思ひますが、洩れた方であつても満七十才になりましたらおいでください。

## もう帰ろう家でみんなが待っている

県では、よい子どもの健全育成のため、毎月第三日曜日を「家庭の日」として主唱することになりました。

あなたの家でもこの日を「家庭の日」として、健康な家庭づくりをすすめてください。

- 家族全員で話しあひましよう
- 家族全員で楽しみあひましよう
- 家族全員で力を出しあひましよう

## 戸籍の窓口から

「戸籍係の仕事といつたつて別段むずかしいこともなからう。生れた届があつたら戸籍に入れればよいし、死んだ届があつたら除籍すればそれでよいではないか」と、いわれた方があつたが、たしかにそんな仕事もあるにはある。だがそれだけが戸籍係の仕事の全部で

あるとは思われたくない。以下資料にもついで少し説明をいたしましう。

- 一、戸籍手数料について
- 昭和二五年 一二、八〇〇円
- 昭和三〇年 五二、六二〇円
- 昭和三五年 一六三、九六〇円
- 昭和三八年 一九七、五二〇円
- 注 昭和三二年七月までは一件につき三十円、八月から四十円

- 一、住民登録手数料について
- 昭和二八年 一、〇五〇円
- 昭和三〇年 二、〇七〇円
- 昭和三五年 三四、五六〇円
- 昭和三八年 一九七、四〇〇円

右の数字によつても明らかな如く戸籍や住民票の謄本抄本等の交付という仕事もあります。戸籍について申し上げますと、昭和三〇年では昭和二五年の四倍、昭和三五年では同じく一二、八倍昭和三八年では実に一五、四倍と驚くべき数字を示しております。又、住民登録では昭和三五年では昭和二八年の三二、九倍、昭和三八年では一八三、三倍という大きな数字が記録されております。

このように戸籍のみならず住民票の謄本や抄本が、失業保険金受給、運転免許の申請、不動産の登記、進学、就職等々あらゆる場合に利用され、それがため窓口が大へん混雑し、多い日では百人以上百二、三十人の来庁者を迎えることも珍らしくありません。

こうした来庁者の中には自分の本籍の地番や、世帯番号を正しく知つておらないために、いたづらに時間を浪費し、他の人に迷惑をか

けている方も数多く見うけられます。今かりに一人一分間づつむだがあつたとしても、六十人では一時間という貴重な時間が流れ去ることとなり、間に合う筈の汽車やバスにも乗り遅れる結果をまねいておられます。

- つきましては今後次のことを承知せられ、戸籍、住民登録事務の運営のために一層のご理解とご協力をお願いするものであります。
- 一、自分の本籍は番地まで正しく知つていこと。
- 一、住民登録のことや諸証明書の願出にあたつては必ず世帯番号を申し出ること。
- 一、右のことは他人に用事を頼むとき、又は頼まれるときでも承知しておられること。

## ●商店の定休日に ついてお願い

皆さんもご承知のとおり、商工会では毎月第三日曜日を定休日として実行して居りますが、最近これを実行しない商店もあり、業者間で不満の声が出て居ります。これは誠に残念なことで今後は各商店とも一段と自覚し又、お客さん側もこれにご理解とご協力下さるようお願い申し上げます。



